

農地災害復旧事業における復旧限度額の見直し

平成30年7月豪雨

河川の氾濫や土砂崩壊などにより、農地から大量の土砂が流出したり、農地に大量の土砂が流入する甚大な被害が発生

農地の流出(ユズ園)



大量の土砂流入(ユズ園)



広範囲に大量の土砂が流出しているため
復旧限度額を復旧工事費が超過

広範囲に大量の土砂が流入しているため
復旧限度額を復旧工事費が超過

復旧限度額と復旧工事費比較費表(試算)

$$\text{復旧限度額(千円)} = (\text{農地面積(a)} \times 0.682 \times 1,000) (\text{千円}) \times K$$

K:換算係数(H30は1.086)

現行の復旧限度額			農地流出により基盤土平均厚さ0.8mを搬入	
農地面積(a)	復旧限度額(千円)	反当り(千円/10a)	復旧工事費(千円)	限度額超過分(千円)
10	5,221	5,221	2,660	
20	8,377	4,188	5,320	
30	11,046	3,682	7,980	
40	13,441	3,360	10,640	
50	15,650	3,130	13,300	
60	17,722	2,953	15,960	
70	19,687	2,812	18,620	
80	21,564	2,695	21,280	
90	23,368	2,596	23,940	572
100	25,109	2,510	26,600	1,491
110	26,795	2,435	29,260	2,465
120	28,433	2,369	31,920	3,487
130	30,028	2,309	34,580	4,552
140	31,585	2,256	37,240	5,655
150	33,107	2,207	39,900	6,793
160	34,597	2,162	42,560	7,963
170	36,057	2,121	45,220	9,163
180	37,490	2,082	47,880	10,390
190	38,899	2,047	50,540	11,641
200	40,283	2,014	53,200	12,917

被災面積が大きいほど
復旧限度額を超過

復旧事業費が復旧限度額を超える
場合は補助の適用除外

地元負担が多く復旧を断念

農家

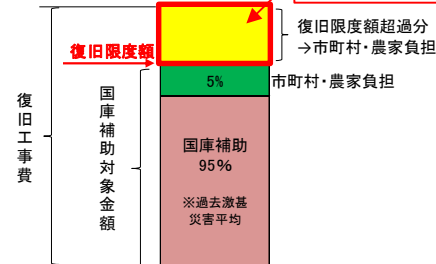
- 被災による農業収入減
- 復旧工事費の負担
- 営農継続が危機的な状況

農地の減少
国土保全機能が失われる

復旧限度額の見直し

- 復旧工事にかかる**地元負担を軽減**
- 甚大な被害を受けた農地においても**復旧工事を実施**
- 農家の**営農継続により産業基盤**としての農地を確保
- 国土保全機能**を有する大切な農地を維持
- 農村集落における**民生の安定**

地元負担軽減



【提言】

地元負担の軽減が図られるよう「農地災害復旧事業の復旧限度額の撤廃を含めた見直し」を提言します

果樹農業好循環形成総合対策事業における支援内容の拡充

～未収益期間支援の拡充～

高知県農業振興部

1 7月豪雨による農業被害の状況

- 1 県内農業被害額(高知県調べ8/7現在)
 農作物等関係 368,427千円
 うち 施設被害 99,287千円
 作物被害 269,138千円(うち「ゆず」105,558千円)
- 2 主な果樹被害 (8/7時点)

	品目・施設	被害面積 (ha)		改植希望面積(ha)	被害の様態
			うち倒伏、流亡		
高知県	ユズ	19	6	4	土砂流入、園地流亡
	土佐文旦	2	1	1	土砂流入、園地流亡

※被害状況は調査中



(提言) 未収益期間支援の拡充

- 通常の改植の場合は、収入を確保して計画的に行うため、経営が継続可能。
- 災害は突発的に収入が無くなり、経営継続が困難(失った経費+新たな経費→所得は先送り)
 農家負担軽減策として**未収益期間支援の対象期間の延長**

2 ゆず農家の負担について

植栽後10年目のゆず(10a)が被害で改植を余儀なくされた場合

1 育成費用

- (1)今までの育成費用累計 127万円 ①
- (2)改植後、10年間の育成費用見込 127万円 ②

2 災害が無ければ想定されていた所得

11年目から20年目までの所得見込み430万円 ③
 (改植するので10年間我慢してやっと手にできる)

3 果樹経営支援対策事業の支援

改植23万円+未収益期間支援22万円=計45万円 ④

①+②-④=209万円の費用が発生③430万円の所得が先送り

(高知県試算)

		未収益期間(10年間)									
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
改植等の支援	未収益期間支援事業(肥料代、農業代等を支援)										
	対象期間の延長										
		23万円/10a	5.5万円	5.5万円	5.5万円	5.5万円					

- 収入の確保を優先するため、一時的に他の仕事に従事する必要がある。改植後の幼木の管理が負担となるため、**災害復旧で改植した園地の管理作業労働費に相当する額を未収益期間支援の対象に追加。**

負担となる幼木管理を委託できる

未収益期間支援 = 肥料代+農業費等

追加 労働費